## 傍 聴 要 領

平成14年10月9日制定京都府環境審議会

### 1 審議会の開催の周知について

- (1) 審議会(部会及び専門委員会を含む。以下同じ。)の開催は、公開・非公開 に拘わらず、原則として会議開催日の一週間前までに、会議の概要を京都府の ホームページに掲載するほか、当該概要を記載した書面を府政情報センターに おいて閲覧に供する等により周知するものとします。ただし、会議を緊急に開 催する必要が生じたときは、可能な限り速やかに周知するものとします。
- (2) 会議開催の周知に当たっては、開催日時及び場所、議題、公開・非公開の別、 傍聴定員、傍聴手続等を明記します。

#### 2 傍聴する場合の手続

- (1) 傍聴の受付は、審議会の開会予定時刻の30分前から10分前までの間に行います。傍聴希望者は会場受付で申し出てください。
- (2) 希望者が定員を超える場合には、抽選により決定します。
- (3) 定員を超えない場合については、会議の開会予定時刻まで先着順で傍聴を受け付けます。
- (4) 傍聴を認める方には傍聴証(別記様式)を渡しますので着用の上、会議の開催予定時刻までに、事務局の指示に従って入室し、所定の席に着席してください。

#### 3 傍聴にあたって守るべき事項

傍聴者は、会議を傍聴するにあたり、次の事項を守ってください。

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により賛成、反対の意向等を表明しないこと。
- (2) のぼり、旗、プラカード、鉢巻き、たすき、ゼッケンその他示威のために利用すると認められるものの携帯又は着用をしないこと。
- (3) 談話をし、又は騒ぎ立てる等、会議の妨害となるような行為をしないこと。
- (4) 会場において飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。 ただし、事前に審議会の会長(部会にあっては部会長、専門委員会にあって は委員長)が認めた場合は、この限りではありません。
- (6) その他会議の議事運営に支障となる行為をしないこと。

#### 4 会議の秩序の維持

- (1) 上記3の他、傍聴される方は、係員の指示に従ってください。 御不明な点は、係員にお聞きください。
- (2) 傍聴される方が以上のことを守られない場合は、退場していただくことがあります。
- (3) 会議中、会議の秩序維持ができなくなった場合及び緊急的に公開できない事項を取り扱う必要が生じた場合は、会議を途中で非公開とする場合があります。

No.

# 傍 聴 証

京都府環境審議会 ( ※ )

平成 年 月 日

※部会名若しくは専門委員会名を記載。